

長良川スポーツプラザ管理運営業務 詳細仕様書

目 次

| | | |
|------|--------------------|----|
| 資料 1 | 清掃業務 | 3 |
| 資料 2 | 設備運転保守管理業務 | 10 |
| 資料 3 | 環境衛生管理業務 | 25 |
| | ① 害虫駆除業務 | 25 |
| | ② ビル環境衛生管理業務 | 25 |
| | ③ 貯水槽清掃点検及び水質検査業務 | 26 |
| | ④ 浴槽濾過装置設備点検業務 | 26 |
| 資料 4 | 警備業務 | 27 |
| | ① 實施要領 | 27 |
| | ② 警備業務概要 | 28 |
| 資料 5 | 設備等保守点検業務 | 31 |
| | ① 空調等関係設備保守点検業務 | 31 |
| | ② 消防用設備保守点検業務 | 47 |
| | ③ 自家用電気工作物の保安管理業務 | 49 |
| | ④ エレベーター保守業務 | 54 |
| | ⑤ 自動扉保守点検業務 | 55 |
| | ⑥ 車イス用斜行型段差解消機点検業務 | 55 |
| | ⑦ 電話交換設備及び附属設備保守業務 | 56 |
| | ⑧ 監視カメラ装置等保守点検業務 | 56 |
| | ⑨ 寝具類規格表 | 57 |

詳細仕様書

資料1 清掃業務

1. 業務員の確保

- (1) 本業務について主任者を設けることとし、主任者は、責任者として常駐し、業務の指導監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。また、指定管理者は主任者及び従事者の名簿を作成して県に提出すること。
- (2) 業務遂行に必要な業務員を配置し、清掃の疎漏、所定時間の遅延等のないよう注意すること。
- (3) 業務員は、業務要領の厳守及び清掃器具の使用等必要な訓練を十分に行い業務中における事故、建物備品等の破損防止に注意すること。

2. 業務の内容及び時間等

- (1) 業務の内容は、この仕様書及び業務要領、別表の清掃業務実施基準表に示すところにより実施すること。
- (2) 日常清掃業務は、原則として開館日の午前10時から午後3時に実施するものとする。
- (3) 定期清掃業務は、原則として3か月に1回実施するものとする。
- (4) 臨時清掃は、日常清掃の及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の環境衛生、美観の維持に努めてください。
- (5) 廃棄物処理業務は、施設から排出されるゴミを次の基準により廃棄物処理場へ運搬して、廃棄物量報告書により管理してください。

(定期分) 可燃物 週6回(月曜日から土曜日まで)
ビン 週1回
缶 週1回
ペットボトル 月1回以上
古紙 月2回

(随時分) 必要に応じて、運搬すること。

- (6) 清掃業務のうち、その実施時期により管理運営に支障をきたす恐れがあるものについては、別途実施計画を立案のうえ実施すること。

3. 清掃業務の条件

- (1) 清掃作業に要する機材、器具及び消耗品の経費は、すべて指定管理者の負担とする。
- (2) 清掃に使用する材料は、品質良好の製品を使用すること。
- (3) 業務員は、作業中一定の衣服・帽子・名札を着用すること。
- (4) 業務実施中は、特に火災等不慮の事故発生防止に留意し、引火性ガソリン・ベンジン等の使用は、極力避けること。
- (5) 便所の石鹼液(手洗用)、トイレットペーパー、消臭剤(脱臭剤)、大小浴室のシャンプー、石鹼及び洋室内の歯磨、浴室セットは、不足分を常に点検して補充すること。
- (6) ガラス清掃に必要なゴンドラは、無償で貸与する。ゴンドラの運転、定期点検及び軽易な整備は、ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)に従って行うこと。
- (7) 施設内塵芥運搬車を各階に配置すること。(指定管理者が準備すること。)

清掃業務要領

| 区別 | 作業名 | 作業方法 |
|----|---|--|
| 日 | 掃き掃除塵払い (フロアタイル) (御影石) (畳) (ビニタイル) ドア掃除 灰皿及び塵箱の清掃 | <p>動かし得る備品は移動して塵埃の飛散することのないよう清掃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれいなモップで水拭きをし、砂等がある場合掃除機をかける。 ・きれいなモップで水拭きする。 ・掃除機をかける。 ・掃除機をかけ、縁などが汚れた場合水拭きをする。 乾いた布にて乾拭きし、把手は常時磨く。 <p>2階入口、1階北通用口に配置してある灰皿、塵箱は常時清掃のこと。特に灰皿については火気に充分留意し、吸殻は所定の場所に処理し、灰皿は水洗いした上乾いた布にて水分を取り定められた場所に配置する。</p> |
| | 紙屑、茶殻等、処理 | 紙屑は、ダストカートにて所定の場所に集め、茶殻等はバケツからポリ袋に入替えて、塵埃収集車に積込み焼却場へ搬出する。 |
| | 客室の茶殻、紙屑、空瓶缶の処理 | 客室の紙屑、茶殻、空瓶缶はダストカートで集めポリ袋に入替え所定の場所に置く。 |
| | 壁面低所の塵払い | 廊下、リタングリル、階段、エレベーター扉等共用部門の壁面等については常に鳥毛払いにて丁寧に払う。 |
| | 便所汚物処理 | ポリ袋にいれて所定の場所に運び完全に処理する。 |
| | 鉢植えの手入れ | 建物内部の鉢植えにも適量の水を与える、鉢、葉等には埃のついていないよう雑巾で水拭きをする(共用部分のみで事務室内部等は除く。)。 |
| | トイレットペーパー、石鹼液及び消臭液の補充 | トイレットペーパー、手洗い用石鹼及び消臭液は常に各階の便所を点検し不足分を補充する。 |
| | 鏡拭きの掃除 | 柔らかい布で空拭きし必要に応じ特殊洗剤にて磨く。 |
| | 衛生陶器の洗浄 | 中性洗剤を用いスポンジ等でこすり汚れを除去し雑巾で水分を拭きとる(陶器の裏に汚れが溜まりやすいので手で確認する。)。塩酸、磨き砂は使用しないこと。 |
| | 空拭き清掃 (ステンレス) | 階段手摺、消火器、掲示板、電話端子盤等、エレベーター塗装部分は柔らかい布で空拭きし汚れが甚だしい時は、特殊洗剤にて研磨する。 ・エレベーター扉枠、吹き抜け手摺等ステンレス部分は柔らかい布で毎日拭き、定期的に特殊洗剤で汚れを取り艶出しをする |
| 清掃 | 絨毯清掃 | 絨毯は真空掃除機で丁寧に収塵し絨毛を損傷しないように織り目に従って入念に清掃する。なお、ガム、コーヒー等の汚点のあるときは早急に専用ブラシ等で叩いて拭き取り、必要に応じ特殊洗剤で除去する。 |
| | 浴室清掃 (浴室内) | <ul style="list-style-type: none"> ・床は極力薄めた専用洗剤を用いデッキブラシでこする。 (浴槽内は洗剤を使用しないこと)鏡は柔らかい布で水拭きをした後乾いた布で拭き取る。椅子、桶等は専用洗剤を用いスポンジ等で拭き取る。シャンプー、石鹼の残量について常に点検し、不足分を補充する。 |
| | (脱衣所) | <ul style="list-style-type: none"> ・床は動かし得る備品は移動して床及び足マット等も掃除機をかける。洗面台、鏡は柔らかい布で水拭きした後乾いた布でふきとる。ロッカーは固く絞った布で水拭きをし乾燥させた後扉を閉める。 |

清掃業務要領

| 区別 | 作業名 | 作業方法 |
|------|---|---|
| 日常清掃 | 屋外・屋上の清掃 | ゴミ等をほうき等により清掃し、集めたゴミ等は、塵埃車に積み込み焼却場へ運搬する。 |
| | 水撒き | 屋外樹木及び植込み等の水撒き（7～9月）。 |
| | 洋室内のベッドメイキング及び備品準備 | 洋室内のベッドのシーツ、布団カバー等の取替え、茶器の洗浄取替え、及び浴衣、ポット、ティッシュ、シャンプー、石鹼ハブラシ等備品のセット。 |
| | 和室内の備品準備 | 和室内の枕カバー、シーツ、布団カバー、毛布カバー、ポット、茶器等のセット。 |
| | 清掃点検整備 | 客室内の破損、各消耗品及びベットメイキング仕上げ等のチェックをして点検項目別に記録し提出する。 |
| | 塵埃の搬出について | 塵埃の搬出処分は、塵埃処理業者へ引き継ぐ。 |
| 定期清掃 | ソファー椅子の清掃 | 真空掃除機で吸塵する。 |
| | 排水溝清掃 | スコップ等で泥上げし、ホースで水を流し、上げた泥は場外へ搬出して処分する。 |
| | 天井のちり払い | 鳥毛払及びホームモップにて天井の隅々まで埃やクモの巣等を丁寧に取り除く。 |
| | ちり払い | ちり払いにて室内設備器具（時計、スピーカー等）備品、シャッター、ブラインド等の塵埃を除去する。 |
| | 床の研磨艶出し (フロアタイル) (ビニタイル) (御影石) | ・移動し得る備品は移動させ、砂塵埃等は丁寧に拭きとった後に中性洗剤を用い電動研磨機でむらなくブラッシングし、きれいなモップ等で水拭きをし、洗剤を拭き取り乾燥させる。 ・移動し得る備品は移動させ、砂塵埃等は丁寧に拭きとった後に中性洗剤を用い電動研磨機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良性ワックスをきれいなモップ又は布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後電動研磨機又はモップで艶出し仕上げをする。 |
| | 照明器具の清掃 | 取付灯具から電球、蛍光管及びグローランプの破損に注意し除外す。 笠の上部の塵埃を取り除く。 反射板及び取付具の水拭き（汚れの甚だしい時は、特殊洗剤で塗装がはげないものを用いて清掃する。）する。 電球蛍光管及びグローランプはよく水拭きした後乾いた布でよく拭きとる。 取りはずしたものを順次復旧する。 点灯を確認する。 最後に取り付け時の汚れなどを拭く。 |

屋外・屋上清掃留意事項

| 作業名 | 作業方法 |
|----------------------------------|---|
| 水平ブラインド清掃 縦型ブラインド清掃 窓ガラス清掃 | 特殊洗剤にて汚れをとった後清水で拭く。 塵払いしたうえ特殊洗剤で汚れをとる。 ガラス磨き液で汚れをとった後柔らかい布で空拭きして仕上げる。 |
| 机上・什器その他の備品の清掃 | 滯電クロスにて拭く。 |
| 換気口の清掃 | 換気口の埃を払い水拭きをする。汚れの甚だしい時は適正洗剤で拭く。 |
| 壁面等の清掃 | 廊下、客室、階段、エレベーター等の壁面は埃を払い水拭きをする。汚れの甚だしい時は適正洗剤で拭く。 |
| 除雪 建物周り（敷地内） | 降雪時には、その状況に応じてスコップ等により除雪を行う。 落ち葉、ゴミ等をほうき等により清掃し、集めた落ち葉、ゴミ等は、塵埃車に積込み焼却場へ運搬する。 |

別 表

清掃業務実施基準表(1)

清掃業務実施基準表 (2)

| 区分 | F | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 ~ 5 F | | | | | | 共用 | | | | | | |
|-----------|------|------------|---------|----------|------------|------|---------|----------|---------|----------|------|---------|------|-------|------|--------|-----|---------|---------|-------|----|----------|-------|----------|---------|---------|----------|----|------|-----|-----|
| | 風除室 | エントランス・ロビー | 便所 | 階段 | アトリウム・ラウンジ | 売店 | フロント | 事務室 | 宿直休憩室 | 研修室 | 大會議室 | ロビー | 映写室 | 倉庫 | 大浴室 | 大脱衣室 | 小浴室 | 小脱衣室 | 浴室ロビー | ランドリー | 中庭 | 便所 | 通路 | 熱源機械室 | 客室・和室 | 客室・洋室 | 客室・洋室内浴室 | 通路 | リネン室 | 洗面所 | 共便所 |
| 箇所別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床仕上材質 | 御影石貼 | 御影石貼 | ビニールシート | カーペットタイル | 御影石貼 | 御影石貼 | ビニールシート | カーペットタイル | ビニールシート | カーペットタイル | 御影石貼 | ビニールシート | 御影石貼 | 藤マット敷 | 御影石貼 | カーペット敷 | 白玉石 | ビニールシート | 御影石貼 | 塗床 | 畳 | カーペットタイル | F R P | カーペットタイル | ビニールシート | ビニールシート | 塗床 | | | | |
| 床掃除 (日 常) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 〃 (定期) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| ドア掃除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 灰皿及び塵箱の掃除 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | |
| 茶殻等処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 壁面低所の塵払い | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 便所汚物処理 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| トイレットペーパー | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 石鹼液等補充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鏡の拭き掃除 | | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 衛生陶器の洗浄 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 絨毯清掃 | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| ソファー椅子の清掃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天井等の塵払い | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 照明器具の清掃 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ブラインドの清掃 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 窓ガラスの清掃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 壁面タイルの清掃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 除草、除雪 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 排水溝清掃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| ゴミ掃除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

清掃業務実施基準表 (3)

| 区分 | 箇所別 | 屋外 | | | | | | 共通 | | |
|---------------------|----------|--------------|-----------|-----------|--------------|-----------|----|-------|----------|------------|
| | | 1F エレベーター | 2F ポーチ | 駐車場 | 敷地内 排水溝 | 屋外施設回り | 屋上 | 屋上ガラス | 天井シャンデリア | 窓ガラス |
| 床仕上材質 | カーペットタイル | フロアタイル貼 | 御影石貼 | カラーリ透水性舗装 | モルタルコンクリート兼地 | カラーリ透水性舗装 | 塗床 | | | 高性能熱線反射ガラス |
| 床掃除(日常) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 〃(定期) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ドア掃除 | | | | | | | | | | |
| 灰皿及び塵箱の掃除 | | | | | | | | | | |
| 紙屑・茶殻等処理 | | | | | | | | | | |
| 壁面低所の塵払い | | | | | | | | | | |
| 便所汚物処理 | | | | | | | | | | |
| トイレットペーパー 石鹼液等補充 | | | | | | | | | | |
| 鏡の拭き掃除 | | | | | | | | | | |
| 衛生陶器の洗浄 | | | | | | | | | | |
| 絨毯清掃 | | | | | | | | | | |
| ソファー椅子の清掃 | | | | | | | | | | |
| 天井等の塵払い | | | | ○ | | | | | | |
| 照明器具の清掃 | | | | | | | ○ | | | |
| プライントの清掃 | | | | | | | | ○ | ○ | |
| 窓ガラスの清掃 | | | | | | | ○ | | | |
| 壁面タイルの清掃 | | | | | | ○ | | | | |
| 除草、除雪 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 排水溝清掃 | | | | | ○ | | | | | |
| ゴミ掃除 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |

資料2 設備運転保守管理業務

1. 業務員の資格及び人員の確保等

本業務について主任者を設けることとし、主任者は、責任者として常駐し、業務の指導監督並びに現場監視を行い、設備運転保守管理業務の完全遂行を期するものとする。また、指定管理者は主任者及び従事者の名簿を作成し県に提出すること。

なお、業務員として、第3種電気主任技術者を選定するとともに、第2種電気工事士以上の有資格者を配置時間中常駐させてください。

2. 業務内容及び勤務時間

業務内容は別紙のとおりとする。また、業務員の勤務時間については、原則として午前8時から午後10時（休業日以外）とする。

3. 空調装置の運転時間等

① 上記2の時間内において運転する。

ただし、上記運転時間は、宿泊施設という特殊性を考慮し、客室については変更することがある。

② 空調装置の運転中実施できない整備掃除については、通常運転後実施するものとする。

4. 設備等の故障処理

施設に設置されている機器の取扱いに万全を期し、故障等の場合は、迅速に行動し処理すること。

5. その他

(1) 施設設備の保守管理のため必要な機材、器具及び消耗品は指定管理者が準備すること。

(2) 業務実施中における火災等の事故については、常に注意し不慮の災害等発生を防止するよう努めること。

(3) 業務員は、業務中一定の衣服・帽子・名札を着用すること。必要により保安帽を着用すること。

空調設備（空気調和器、送排風機関係）

別紙

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|----------------|---|--------|--------------------------------------|----|----|----|----|----|-------------------------|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 隨時 | |
| 空調機関係 | ACU-4 ACU-9 ACU-10 ACU-1, 2, 3 ACU-5, 6, 7, 8 上記関係配管 | 2 | 1. 温度電流測定記録 | ○ | | | ○ | ○ | 温度は記録計 指示を記録す ること |
| | | | 2. ファンベルトの点検調整取替 | | | | ○ | ○ | |
| | | 7 | 3. 送風機、電動機の回転状態の異常音 及び振動点検 | | | | ○ | ○ | 補給年2回 掃除年1回 |
| | | | 4. 送風機軸受潤滑油補給及び翼車の掃 除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 5. フィン汚れ点検掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 6. オートロールエアフィルター作動状 態点検取替及び振動装置点検 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 7. コイル及び配管ストレーナー等より の水抜き実施 | | | | ○ | ○ | シーズン終了後 |
| | | | 8. 加湿装置点検補修及びノズル掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 9. 室内、壁、床面掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 10. その他の事項 | | | | ○ | ○ | |
| ファンコイ ルユニット | ファンコイルユ ニット 上記関係配管 | 1 式 | 1. 温度電流測定記録 | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | | 2. ファンベルトの点検調整取替 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 3. 送風機電動機の回転状態の異常音及 び振動点検 | | | | ○ | ○ | 取替6か月に 1回 |
| | | | 4. フィレンジフィルター汚れ点検掃除 及び取替 | | | | ○ | ○ | 補給年2回 |
| | | | 5. 送風機軸受潤滑油補給又は取替及び 翼車の掃除 | | | | ○ | ○ | 掃除 1回 |
| | | | 6. ストレーナー分解掃除、パッキング 取替 | | | | ○ | ○ | 年2回夏・冬 |
| | | | 7. 加湿装置点検補修及びノズル掃除 | | | | ○ | ○ | 年2回夏・冬 |
| | | | 9. ケーシング内外部掃除必要があれば 塗装 | | | | ○ | ○ | 年2回夏・冬 |
| | | | 10. 付属機器類ならびに室内掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 11. その他の事項 | | | | ○ | ○ | |
| ファンコイ ルユニット | ファンコイルユ ニット 上記関係配管 | 1 式 | 1. 配管バルブ等よりの漏れ、計器類点 検補修 | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | | 2. バルブシステムグリス塗り各バルブ作 動整備 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 1. 送風機の点検 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 2. 冷温水コイルの点検掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 3. ドレインパイプの点検 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 4. エアフィルターの点検掃除 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 5. 騒音振動の点検 | | | | ○ | ○ | |
| | | | 6. 冷温水配管よりのエアー抜き | | | | ○ | ○ | |
| | | | 1. 配管、各バルブよりの漏れ点検補修 | | | | ○ | ○ | 年2回夏・冬 |
| | | | 2. 各バルブ作動整備 | | | | ○ | ○ | |

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|----------|---|----|---------------------------|----|----|----|----|----|-----|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 隨時 | |
| 送排風機関係 | 送排風機 | 27 | 1. 定格電流及び正常運転の確認記録 | ○ | | | | | |
| | | | 2. 軸受温度及び給油状態並びに油量点検 | ○ | | | | | |
| | | | 3. 付属電動機の温度点検 | ○ | | | | | 年2回 |
| | | | 4. 驚音振動の点検 | ○ | | | | | 〃 |
| | | | 5. 潤滑油の取替 | | | | ○ | | 〃 |
| | | | 6. 軸受の摩耗度点検 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 7. 羽根車のケーシングの掃除 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 8. 鑄腐蝕の発生箇所にたいする除去、掃除 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 9. 送風機駆動用ホイールの軸取付状態 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 10. 駆動用ベルトロープの伸張度 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 11. 送風機の内外部点検 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 12. 防振材の点検 | | | ○ | ○ | | 〃 |
| | | | 13. 附属品及び室内掃除 | | ○ | | | | |
| | | | 14. フィルター掃除 | | ○ | | | | |
| | | | 15. ダンパー一点検 | | | ○ | | | |
| | | | 16. 外気部の吹出口清掃 | | | ○ | | | |
| ダクト関係 | 給気ダクト | 1式 | 1. 各室内吹出口の掃除及び風量調整 | | | ○ | | | |
| | | | 2. 防火ダンパー保温材、キャンバス等点検補修 | | | ○ | | | |
| | レンタンダクト | 1式 | 3. 新鮮空気入口の点検清掃 | | | ○ | | | |
| | | | 1. 各階吸込口及び内部清掃 | | | ○ | | ○ | |
| | | | 2. 防火ダンパー保温材点検清掃補修 | | | | | ○ | |
| 空調用ポンプ関係 | 冷温水ポンプ ①主冷温水ポンプ ②冷却水ポンプ ③温水ポンプ | 5 | 1. 厨房グリスフィルタ一点検清掃 | | ○ | | | | |
| | | | 2. 防火ダンパー、ポリウムダンパー点検補修調整 | | | | | ○ | |
| | | | 3. 外部吹出口点検清掃 | | | ○ | | | |
| | | | 4. 吹込口、吹出口点検清掃 | | | ○ | | | |
| | | | 1. 吐出、吸込圧力、グランドより漏水点検、増縮め | ○ | | | | | |
| | | | 2. 軸受の油量及び温度の点検、異常音振動等の点検 | ○ | | | | | |
| | | | 3. 潤滑油の補給または更新 | | | ○ | | | |
| | | | 4. カップリングの軸心の点検 | | ○ | | | | |
| | | | 5. グランドパッキンの摩耗点検取替 | | ○ | | | | |
| | | | 6. ポンプ胴体の清掃及び塗装 | | | ○ | | | |
| | | | 7. 軸受の摩耗点検 | | | ○ | | | |
| | | | 8. カップリング用緩衝ゴム摩耗点検取替 | | | ○ | | | |

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|------|----------------------------------|---|--|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 隨時 | |
| 冷温水機 | 冷水ヘッタ 温水ヘッタ 膨脹水槽（補給水ポンプ含む） | 6 | 1. 配管よりの漏水点検補修 2. 圧力計温度計指針点検、本体清掃 | ○ | ○ | | | | |
| | | | 1. 水量点検、ボールタップ作動点検 2. 補給水装置作動点検、エアー抜き 3. 排水洗浄必要あれば銷落し、塗装 | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | | 1. 起動前に圧縮機、增速装置、シールオイルレバーザーの油面を点検し前日迄の計測値と比較し異常の有無を確認する。 2. 運転中は給油圧力、軸封部油圧力、給油温度、各軸受温度、吐出ガス温度等を一定時間毎に記録し前日迄の記録と比較し数値に異常な変動がないかを確認する | ○ | ○ | | | | |
| | 吸收式冷温水発生機 | 1 | 3. 始動前に真空度を調べ漏れの有無を確認する 4. 運転中の振動、騒音には平常時の状態を良く記憶しておく 5. 軸封部からの油の漏洩が無いかを常に注意する 一定時間毎に電圧、電流、温度等を記録する | ○ | ○ | | | | |
| | | | 1. 起動前に機内真空度を調べ漏れの有無を確認する 2. 運転中は蒸発温度、圧力、冷水出入口温度一定時間毎に記録する 3. フロート作動状態点検 | ○ | ○ | | | | |
| | 凝縮器 | | 1. 運転中は凝縮温度、圧力、冷水出入口温度等を一定時間毎に記録する 2. 凝縮温度と圧力相当温度との差は常に注意する | ○ | ○ | | | | |
| | | | 1. 不凝縮ガスの侵入が認められない時でも1日に約15分位運転を行なう 2. 抽気圧縮機の油面に注意し必要に応じ給油する | ○ | ○ | | | | |
| | 抽気回収装置 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|------|------------------------|----------|--|-------------|----|----|-------------|----|----|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 隨時 | |
| | 制御装置及び保安装置計器 上記関係配管 | 1式 1式 | 1. 起動時並びに運転中の表示及び計測値と設定値との差には常に注意し万一設定値になんでも作動しない計器があった時は徹底的に調査し事故を未然に防止すること 2. サクションベンの開度は他の計測値と同時に計測記録する 1. 配管各バルブよりの水漏れ点検計器類等の動作点検 2. バルブスチームグリス塗り各バルブ作動整備 3. フランジパッキン類整備各ストレナ分解整備 4. 自動バルブ圧力作動点検 5. 室内及び各機器類等の清掃 | ○ ○ ○ | | | ○ ○ ○ | | |

衛生設備（給排水関係）

別紙

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|------------------|------------|----------|---|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 随時 | |
| 衛生ポンプ 関係 | 沈砂槽 受水槽 | 3式 1式 | 1. 槽内の砂の堆積状態 2. 砂の除去と清掃（槽内） 1. 槽内のごれ点検、フード弁作動点検（故障の場合は修理） 2. 警報装置作動テスト（電気係員と協同して行なう） 3. 槽内清掃 | | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | 年2回(6ヶ月) 電極棒の点検 清掃 |
| 飲料水・雑用水 用高置水槽 | | 各4 | 1. 槽内外腐蝕汚れ点検、発錆あるときは錆落し後塗装すること 2. 警報装置作動テスト（電気係員（業務員）と協同して行なう） 3. 弁類よりの水漏れ点検及び補修、みがき 4. 槽内清掃及び点検 5. 電極棒の清掃及び点検 6. 室内清掃 | | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | 飲料水月3回 雑用水月2回 |
| 揚水ポンプ | | 4 | 1. 吐出吹込圧力、電流、音響、振動、点検記録 2. 軸受温度、グランドよりの水漏れ点検補修 3. 潤滑油の点検、不足及び水が混入している場合は取替、補給 4. 電極棒汚損点検清掃 5. フード弁の点検は水槽清掃時または随時 6. グランドパッキン取替、カップリングゴム摩耗点検取替 7. 清菌液補充、点滴調整、薬液漏れ点検補修 8. 予備ポンプの試運転点検 9. ポンプ室内の清掃 10. 付属器具類等の清掃みがき | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | |
| 厨房設備 | | 1式 | 1. ガス漏れ、水漏れ、排水状態、排気状態 2. 上記補修 3. 厨房排気、グリスフィルタ一点検清掃 | | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | |

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|---------|-----------------|-------|--|----------------------------|----|----|----|----|----------------|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 随時 | |
| ガス関係 | グリスピット排水ます | 1式 | 油脂、厨房雑物沈積状態点検、清掃 は厨房係に連絡のこと 沈積物の状態点検清掃 | ○ | | | ○ | | |
| | 手洗、洗面器具 | | 1.亀裂、ひび、取付けのゆるみ 2.水栓よりの水漏れ等修理 3.Uトラップのつまり修理 4.石けん容器点検修理 | | ○ | ○ | | | 月2回 |
| | 大便器 | | 排水のつまり水量調整水漏れ点検修理（水量調整は約7秒に調整してある） | | ○ | ○ | ○ | | 月2回 |
| | 小便器 | | 排水のつまり、水漏れ点検修理 (注)流水の量が少ないとつまりやすい、清掃の際クレンザ(みがきずな)を使うとつまりやすい | | ○ | | | | 月2回 |
| | 排水管 | 1式 | つまり修理、薬品又は機械使用 | | | | ○ | | |
| | 水栓 | 1式 | 水栓状態点検、故障水栓取替、水栓パッキン取替 | | ○ | | | | 月2回、取替は随時 |
| | ガスマーテー ガスコンロ | | 総合使用量検針立会及び記録 1.点火装置ガス漏れ点検修理 2.燃焼状態点検 | | ○ | ○ | | | 月2回 |
| | 上記配管 | 1式 | 3.電池取替 ガス漏れ点検 | | ○ | | | ○ | 月2回 |
| | 温水ボイラ | 真空温水機 | 2 | 1.燃焼状態点検調整 2.自動制御機器作動点検 | | ○ | | | 月2回 |
| | | | 3.配管バルブ類の水漏れ点検修理 4.水高計の作動点検 5.膨脹タンクフロート点検調整 6.ガス漏れ点検 7.バーナーノズル点検清掃 | | ○ | ○ | ○ | | 月2回定期的な点検は専門業者 |
| 飲用冷水 | 冷水器 | 1 | 1.外観点検清掃 2.作業状態点検 3.水漏れ点検補修 | | ○ | ○ | ○ | | 月2回 |
| 消火第1次設備 | 消火ポンプ | 1台 | 4.冷凍サイクル点検電気関係測定調整 1.ポンプ標準点検 2.始動点検 | ○ | | | ○ | | 月2回 |

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|---------|--------|----|---|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 隨時 | |
| 消防第2次設備 | 上記配管 | 1式 | 漏洩点検補修 | ○ | | | | | |
| | | | 自動運転状態の確認 | ○ | | | | | |
| | | 1式 | 1. 常時使用可能状態の確認 2. 消火栓周囲の障害物除去 3. 消火栓箱及び内部のバルブ、ホースノズルの外観点検、送水、給水口金具外観点検 4. 起動装置の外観並びに作動点検 5. 水源の水量並びに補給水機能の点検 6. 放水試験 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 上記電気設備 | 68 | 漏洩点検補修 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 1. 常時使用可能状態の確認 2. 消火栓周囲の障害物除去 3. 消火栓箱及び内部のバルブ、ホースノズルの外観点検、送水、給水口金具外観点検 4. 起動装置の外観並びに作動点検 5. 水源の水量並びに補給水機能の点検 6. 放水試験 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 漏洩点検補修 | | | | | | |
| | 配管 | 1式 | | | | | | | |

衛生空調設備（中央監視盤関係）

別紙

| 設備区分 | 対象 | 数 | 保守管理事項 | 期別 | | | | | 備考 |
|---------|-------|----|---|---|----|----|----|---|----------------------------------|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 毎年 | 随時 | |
| 中央監視盤設備 | 中央監視盤 | 1面 | 1. 各ポンプの発停止操作 2. 各ポンプ運転状態表示灯の監視 3. 各水槽満減表示の監視 4. 警報ベルのリセット（故障時） 5. 小型カウンターによる流量積算状態監視記録 6. 空調動力の発停操作運転故障表示の監視 7. 表示灯の断線チェック取替 8. ACU-1～10送風機のファンコイルの発停操作及び電流監視記録 9. ACU-4, 9, 10フィルター運転状態監視 10. 温度指示計による室温の記録 11. スキャニング表示灯のチェック取替 12. 警報ブザーリセット 13. 冷温水機5台の発停操作運転故障表示及びボイラ運転、故障表示の監視 14. 故障表示灯の監視リセット 15. 冷温水機運転切替操作（冷房時） 16. 冷却水、冷温水各ポンプの発停操作 17. 監視盤内外清掃 | <input type="radio"/> <input type="radio"/> | | | | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> | 1日2回 AM10:00 及び PM 2:00 |

弱　電　設　備

別紙

| 設 備 区 分 | 対 象 | 数 | 保 守 管 理 事 項 | 期 別 | | | | | 備 考 |
|---------|----------|---------|--|------------------|--------|----|----|----|-------|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 隔月 | 隨時 | |
| 電気時計設備 | 水晶親時計 | 1 式 | 各部の清掃、各種機器点検調整 | ○ | | | | | 年 1 回 |
| | 時報子時計 | 1 式 | 各部の清掃、各種機器点検調整 | ○ | | | | | |
| | 自動調針装置 | 1 式 | 各部の清掃、各種機器点検調整 | ○ | | | | | |
| | 子時計回線監視盤 | 1 式 | 1. リレー接点その他接点清掃点検調整 2. 回路部分清掃点検調整 | ○ ○ | | | | | |
| | 子時計 | 1 式 | 1. コイル及び線路の絶縁測定 2. 点検清掃注油 3. 整時 | | ○ ○ | ○ | ○ | | |
| | 電源 | 1 式 | 1. 整流器の点検清掃 2. 蓄電池の比重、液晶、液量の測定 | | ○ ○ | | | | |
| | その他 | | 各部各系統端子ネジゆるみ、接続等点検 | | ○ ○ | | | | |
| | 火災報知機 | 主、副、受信機 | 1. 動作試験、点検、調整 2. 回路電圧の正常確認 3. 消火設備等の連動機能確認 4. 電源の絶縁抵抗試験 | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 巡回記録装置 | 1 | 動作試験、点検、調整 | | | ○ | | | |
| | 感知機 | | 動作試験、点検、調整 | | | ○ | | | |
| 放送設備 | 発信機 | 1 式 | 1. 動作試験、点検、調整 2. 標示灯の点灯を確認 3. 押ボタン保護板附属器具の機能点検 4. 電話連絡装置の機能確認 | ○ | ○ | | | | 年 1 回 |
| | 電鈴 | 1式 | 動作試験、点検、調整 | | | ○ | | | |
| | 配線 | 1 式 | 1. 発信機、押ボタンにより警戒区域の導通試験 2. 配線の設置状況点検並びに絶縁抵抗測定 | | ○ | | ○ | | |
| | 電源 | 1 式 | 1. 整流器の点検清掃 2. 蓄電池の比重、電圧、液晶、液量の測定 | ○ ○ | | | | | |
| | 検査 | | 監督官庁の検査 | | | | | | |
| | マイクロフォン | 1 式 | 接続部の点検調整 | | ○ | | | | |
| | 回転部 | 1 | モーター（巻取、巻戻し用）軸受等式の注油清掃点検調整 | | ○ | | | | |
| | 増幅器等 | 1 式 | 1. 回路素子（抵抗コンデンサー等）の点検調整 2. 制御回路の点検調整 3. 回路各部の電圧測定 4. 各系統別モニター回路点検 | ○ ○ ○ ○ | | | | | |

| 設 備 区 分 | 対 象 | 数 | 保 守 管 理 事 項 | 期 別 | | | | | 備 考 |
|---------|--------------------------------------|----------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 毎 日 | 毎 週 | 毎 月 | 隔 月 | 隨 時 | |
| | その他機器 テレビ・ラジオ 共同聴視設備 呼出チャイム | 1 式 1 式 1 式 | 5. 負荷（スピーカー）及び負荷回路の点検清掃 6. 入出力回路接合部の点検 点検調整 各接触部の点検調整 動作点検各接続部等の点検調整 | | ○ | ○ | ○ | | |

強　電　設　備

別紙

| 設 備 区 分 | 対 象 | 数 | 保 守 管 理 事 項 | 期 別 | | | | | 備 考 |
|---------------|--------------------|--------|--|-----|----|----|----|----|--|
| | | | | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 隔月 | 隨時 | |
| 電気工作物 運転操作 | 受変電自家発電 設備の運転操作 | | 常に中央監視盤にて監視し、運転操作を行なう | ○ | | | | | 自家用電気工作物の概要 最大電力 385KW 需要設備容量 700KVA 受電電圧 6600V 非常用予備発電装置 210KVA 220V |
| | 記録点検調整修理結果報告 | | 1. 電力需給記録及び電力量料金の算定 2. 蓄電池充放電記録、電池測定記録 3. 自家発電設備運転記録 4. 各保守点検記録 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 各室内清掃 | | 受変電所、主変電所、各階電気室、自家発電機室内等電気関係各室内の清掃整理 | | | ○ | | ○ | |
| 受変電設備 | 共 通 | | 1. 入切表示確認、表示灯点灯確認・取替 2. 各時間毎の計器読み取り記録作成（指定用紙）、使用量の計算 | ○ | | | | | |
| | 受電用変圧器 | 1 式 | 1. 本体外部点検、油漏洩汚損振動音響 温度点検調整 2. プッシング損傷、ブリーザー良否、端子接続部の締付点検 3. 各部の損傷、腐食発錆、汚損、油量 点検手入れ 4. 接地線接続部点検 5. 充電部以外の清掃を行なう 6. 2, 3, 4項は別途点検表を作成する | | | | ○ | ○ | |
| | 配電用変圧器 | 1 式 | 1. 上記「1～6」に準じて行なう 2. シリカゲル点検乾燥及び必要により取替 3. 2次中性線端子点検 | | | | | | 年1回 |
| | 受電用遮断器盤 | 1 式 | 1. 外観点検盤内通風換気 2. 各部の損傷、腐食、過熱、変色、発錆、ゆるみ点検 3. 汚損・異物付着の有無点検及び充電部以外の清掃を行なう | | ○ | | ○ | ○ | |
| | 中央制御盤 | 1 式 | 1. 外観点検計器表示灯異常の有無の確認及びランプ取替 2. 計器指示測定記録 3. 記録積算電力計点検手入れ 4. 盤外面清掃点検手入れ 5. 盤内各接続及び操作開閉器点検手入れ、清掃 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------------|----|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 低圧配線負荷設備 | 高压母船 | 1式 | 1. 外観点検、ハウジング取付及び各ボルトのゆるみ締付点検 2. 各接続部クランプ類の腐蝕、損傷、過熱点検 3. 支持がいし類支持物の腐蝕、損傷、変形、汚損点検 4. ブーリーのゆるみベルトの張り、直結精度点検調整 5. 3, 4項は別途点検表を作成する 6. 充電部以外の清掃を行う | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 年1回 |
| | ケーブル 低圧電動機 | 1式 | 1. ヘッド接続箱分岐箱等の接続部過熱損傷腐蝕点検手入れ 2. ケーブル腐蝕きれつ損傷点検手入れ 3. 敷設部無断掘さく、標識、その他工作物との離隔距離点検手入れ 4. 電動機等接続部及び引込部の点検手入れ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 年1回 |
| | 計器及びシーケンス | 1式 | 1. 各計器の点検清掃 2. 各計器保護継続電器等配線端子締付ゆるみ点検清掃 3. 制御用配線点検手入れ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| | 動力配線盤 | 1式 | 1. 外観点検開閉器ブレーカー盤内配線等過熱損傷腐蝕点検手入れ、表示灯点検手入れ（ランプ取替等） 2. 開閉器等端子接続部点検手入れ 3. 接地線接続部点検手入れ 4. 盤内外清掃 5. 電流電圧測定 6. 2, 3項は別途点検表を作成する | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 動力制御盤 | 1式 | 1. 「動力配線盤」1~5に準じて行う。 但し、電流電圧測定は「空調衛生」係員と交互に行うものとする。 2. U C 関係各機器（2次関係を除く） 点検手入清掃、絶縁抵抗測定、（空調衛生係員と連絡施工） 3. 制御用継電器保護継電器動作試験 (警報回路を含む) 4. 2, 3項は別途点検表を作成するものとする | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 低圧電動機 | 1式 | 1. 発熱、汚損、変色、音響ボルト、ナットのゆるみ点検清掃手入 2. 注油を要するものの注油 3. 分解を要しないで点検できる内部コイル軸受通風点検、端子接続部の点検、接地線接続部点検 4. ブーリーのゆるみベルトの張り、直結精度点検調整 5. 3, 4項は別途点検表を作成する | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 電動シャッター | 1式 | 1. 電動機は「低圧電動機」に準じて行なう | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|---------|--------|--|---|--|-------------|--------|-------|
| 自家発電設備 | 電灯配電盤 | 1 式 | 2. 機械部の点検注油調整 3. 運転操作を行い開閉を確認する 4. 制御機器点検は「動力制御盤」に準じて行なう 1. 気中遮断器接触子状況点検手入耐弧板汚損点検手入れ 2. 各端子接続部接地線接続部点検 3. 気中遮断器操作機構点検調整 4. 表示灯点検各電圧電流の確認測定、計器の点検手入れ 5. ノーヒューズブレーカー等開閉器類発熱汚損変色点検、接続部締付点検 6. 盤内外清掃点検手入 7. 1～3、5項は別途点検表を作成する | ○ | | ○ ○ | ○ ○ | 年 1 回 |
| | 電灯分電盤 | 1 式 | 1. 各開閉器ブレーカー母線バー発熱、損傷、腐蝕点検 2. 盤内外点検手入清掃、電気室内清掃 3. 遮断器接触子状況点検手入れ、耐弧板汚損点検手入れ 4. 遠方制御の場合は制御配線点検及び操作確認点検調整手入 5. 各端子接続部接地線接続部点検 | ○ | | ○ ○ | ○ ○ | |
| | 配 線 | 1 式 | 1. ケーブルは「受変電設備ケーブル」に準じて行なう 2. バスダクト発熱、損傷、発錆、ボルトのゆるみ点検清掃 3. 金属管接続部のゆるみ、アースボンドの損傷有無点検 4. 軽易な絶縁不良配線改修 5. 配線電圧降下の有無点検 6. 接続部の損傷発熱ゆるみ点検手入れ | | | ○ ○ | ○ ○ | |
| | 照明設備 | 1 式 | 1. 灯具取付状況、破損変形異常音点検修理 2. 灯具汚損、変色、発錆点検修理 3. 防水パッキング点検修理 4. ランプ照度低下、不点ランプの取替点検（照度低下は甲の判断による） 5. 点滅器取付状態、損傷の有無、点滅動作、自動点滅時間点検調整修理 6. リモコンスイッチ、変圧器発熱、損傷点検調整修理 7. 接続部損傷、発熱、ゆるみ点検修理 | | | ○ ○ ○ | ○ ○ | |
| | コンセント設備 | 1 式 | 1. 灯具の取付状態破損損傷の点検修理 2. 配線器具接続部ゆるみ点検及び故障発生箇所修理 | ○ | | | ○ ○ | |
| | その他 | | 1. コンセント受口より不良配線（器具付コード以外の配線恒長 3 m以上）は撤去する | | | ○ | | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---------|--------|---|---|---|---|-------|
| 避雷針・ラジアルアース | 燃料及び潤滑油 | 1 式 | 2. ヒューズ切れ等の場合は原因調査のうえ送電すること 3. 街路灯、外灯の点検タイムスイッチ調整 | | | | ○ |
| | | | 1. 運転試験各機器動作状況点検整備（各種点検整備は「受変電設備高圧電動機」に準じて行なう） 2. 各種保護継電器動作試験 3. 模擬停電試験 4. 発電機、発電機盤点検清掃修理 5. 運転及び試運転時における電圧電流測定記録 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | 1. 運転試験各機器動作状況点検 2. 運転及び試運転における各所温度、音響、振動、油漏、ボルトナットのゆるみ点検調整 3. 回転数電圧調整 4. 潤滑油補給及び入替 5. 予熱栓点検手入れ（取替） 6. 各部清掃手入れ 7. 運転試験及び運転時における各種測定記録 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三相交流発電機 ディーゼル機関 | 1 式 | 1 式 | 1. 燃料ストレーナーは上部回転把手にて内部回転操作油漏れ締付点検 2. 内部清掃洗浄油漏れ、点検締付 3. 気泡点検 1. 接地線・避雷針の点検手入 2. 接地標示板点検手入 3. 接地抵抗測定 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | | | | | 年 4 回 |
| | | | | | | | 年 1 回 |

資料3 環境衛生管理業務

【各項目（①～④）共通事項】

1. 業務員の確保

指定管理者は業務を監督するために主任者を指定するものとし、指定管理者は主任者及び業務員の名簿を作成して県に報告してください。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状を有する資格者を選任すること。

なお、選任者の選任にあたっては同法施行規則第5条第2項の兼任規定に抵触しないよう注意することとし、選任した有資格者は、上記の主任者及び業務員を併せて県に報告すること。

2. 作業時間

スポーツプラザの業務に支障のない時間帯に行うこと。

3. その他

ア この業務に要する機材、器具及び消耗品は、すべて指定管理者が準備すること。

イ 本業務についての、実施記録表を作成・保存すること。

【各項目詳細】

① 害虫駆除業務

1. 業務の内容及び実施回数等

ア 業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法令に基いて、害虫駆除を実施すること。

イ 実施回数は6カ月以内毎に1回

ウ 業務実施場所はスポーツプラザ敷地内

2. 留意事項

「県有施設における病害虫等防除に関する基本方針」に従って薬剤の使用を控え、環境負荷の低減を図り、人の健康と安全の確保につとめること。

② ビル環境衛生管理業務

1. 業務の内容及び実施回数等

| | |
|----------|------------|
| ア 空気環境測定 | 2カ月以内に1回実施 |
|----------|------------|

| | |
|---------|-----------|
| イ 飲料水検査 | 7日以内に1回実施 |
|---------|-----------|

| | |
|------|------------|
| 水質検査 | 6カ月以内に1回実施 |
|------|------------|

| | |
|------|-----------|
| 定期検査 | 1年以内に1回実施 |
|------|-----------|

(6月1日～9月30日)

| | |
|----------|-----------|
| ウ 浴槽水の点検 | 1年以内に1回実施 |
|----------|-----------|

2. 業務実施場所はスポーツプラザ敷地内

③ 貯水槽清掃点検及び水質検査業務

1. 業務の内容

- (イ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に規定する建築物環境衛生管理基準に従って、定期的に清掃点検等を実施するものとする。
- (ロ) 受水槽の清掃点検作業実施については、地下式のため、酸素欠乏症及び有害ガス等による危険が考えられるので実施前には水槽内に新鮮空気を送りし、十分換気をした後実施するとともに、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）を遵守して実施するものとする

2. 貯水槽の容量及び清掃点検修理等業務回数

| 名 称 | 規格、容量等 | | |
|-------------|---------------|--------------------|----|
| (1) 飲料用受水槽 | SUS製 2槽式 | 22.5m ³ | 1基 |
| (2) 雑用受水槽 | 地下コンクリート製 1槽式 | 128m ³ | 1基 |
| (3) 飲料用高架水槽 | SUS製 2槽式 | 8m ³ | 1基 |
| (4) 雑用高架水槽 | SUS製 2槽式 | 18m ³ | 1基 |
| (5) 膨張水槽 | SUS製 2槽式 | 3m ³ | 1基 |

3. 実施回数

1年以内毎に1回

ただし、小修理については、発見した都度実施するものとする。

4. 留意事項

水槽清掃と併せて水質検査についても関係法令に基づいて実施すること。

④ 浴槽瀘過装置設備点検業務

1. 装置の概要

| 区 分 | 処理能力 | 本 体 | 瀘過ポンプ |
|----------------|----------------------|------------|---------------------|
| 大浴槽用瀘過装置 全自動砂式 | 17m ³ /h | 750φ×1100日 | 50φ×284□m×22m×2.2KW |
| 小浴槽用瀘過装置 全自動砂式 | 6.8m ³ /h | 650φ×1100日 | 40φ×114□m×17m×1.5KW |
| 大浴槽用ジェットポンプ | | | 50φ×300□m×25m×1.5KW |
| 小浴槽用ジェットポンプ | | | 40φ×200□m×22m×1.5KW |

2. 業務内容

浴槽瀘過装置の点検、清掃及び調整を実施することとする。

なお、点検については次の点検項目に基づいて行う。

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|-------|
| ・塗装 | ・本体 | ・P M | ・除塵機 | ・滅菌装置 |
| ・溶解槽 | ・切替コック | ・弁類 | ・パッキン類 | ・絶縁 |
| ・計測器 | ・制御盤 | ・その他 | | |

不良箇所を発見したときは、直ちに修理又は取替えを行うものとし、常に設備を良好な状態に保つよう努めること。

3. 実施回数

2カ月以内に1回

資料4 警備業務

① 実施要領

1. 業務員の確保

本業務について主任者を設けることとし、主任者は、責任者として常駐し、業務の指導監督並びに現場監視を行うこととする。また、指定管理者は主任者及び従事者の名簿を作成し、県に報告すること。

警備業務従事者を配置するにあたっては、スポーツ施設の管理知識と経験を有した警備業法上の適格者を配置すること。

2. 人員配置等

この業務は、常駐警備員1名以上を24時間配置して行うものとし、仮眠時間は原則として午前0時から午前5時までとする。

3. 業務の概要は、別紙「長良川スポーツプラザ警備業務概要」に示すとおりとする。

4. 業務の実施にあたっては下記の事項に注意すること。

| 項目 | 注意事項 |
|---------------|---|
| マスターキーの管理 | 1 マスターキーは極めて重要であるので、巡回警備以外に使用しないものとし、貸出しは一切禁止する。 2 マスターキーの保管については十分注意するとともに、引継ぎは警備日誌により確実に行うこと。 |
| 巡回警備 | 1 巡回は、定時巡回、随時巡回に区分し、原則として次のとおり実施すること。 (1) 定時巡回 6:00～7:00 10:30～11:30 14:30～15:30 18:00～19:00 22:00～23:00の5回 定時に巡回する場所は施設内の全てとし、巡回時刻を記録すること。 (2) 随時巡回 必要と認める都度 2 巡回に当たっては、特に火気、消灯、施錠等を確認し、各施設の保全、火災及び盗難の予防に留意すること。 3 空調、衛生、電気、ガス、水道等の設備に十分留意し、異常を発見したときは、応急の措置をとるとともに、別に指定する職員に通報すること。 |
| 屋外設備の監視 | 1 駐車場の使用状況を監視し、混雑が予想されるときは、整理にあたること。 |
| 電話、郵便、来館者等の対応 | 1 職員が不在のときは、常に電話、郵便、来館者等に対応できる体制を取り、その内容により記録、伝言、通報等の適宜の措置を取ること。 |

② 警備業務概要

岐阜県長良川スポーツプラザは、各種スポーツ大会の参加者等が利用する宿泊施設と科学的なスポーツトレーニングを実施する複合施設のため、県民をはじめとした多数の利用者があり快適な利用空間が提供できるよう施設利用者への対応は、特に懇切丁寧を心掛けること。

[警備員の主な業務]

1. 外柵門扉の開放
2. 機械警備システムのセット及び解除
3. 国旗等の掲揚
4. 通用口の受付、管理業務
 - ・搬入業者等の受付、出入館の管理
5. 巡回業務
 - (1) 施設利用者への指導
 - ・タバコ、ゴミ、缶の投げ捨て防止
 - ・樹木、草木の保護
 - ・立入禁止地区への進入防止
 - ・車の駐車、自転車の駐輪場への誘導
 - ・便所、バス停、事務室等への案内
 - ・危険行為（建物へのよじのぼり等）への注意
 - ・暴走車の乗り入れ禁止措置
 - ・指定場所以外での飲食への注意
 - ・シンナー遊び等の注意
 - ・盗難（置き引き）の注意
 - ・ローラースケート、インラインスケートの禁止
 - ・ペット（盲導犬、介助犬等は除く）の持ち込み禁止（犬の散歩等）
 - ・ゴルフ、サッカー、キャッチボール等の禁止
 - ・ゴミ（タバコの吸い殻、缶、弁当の空き箱等）の適正管理指導
 - ・火気使用の厳禁（注意）
 - ・ゴミ箱等の移動注意
 - ・無許可による写真、映画等の撮影の禁止
 - 〃 物品販売の禁止
 - 〃 旗、のぼり等の禁止
 - 〃 集会活動の禁止
 - 〃 募金活動の禁止
 - 〃 署名運動の禁止
 - 〃 興行の禁止
 - 〃 商品展示の禁止
 - ・会議室等への案内
 - ・浮浪者の徘徊防止
 - ・暴力集団の進入禁止
 - ・騒音を出す街宣車の進入禁止
 - ・騒音の禁止（大音量のスピーカー、楽器、バイク等）

(2) 施設の巡回

- ・施設不備箇所の通報 モニュメントの損傷、イタズラの有無
主要建物の損傷、イタズラの有無
樹木の損傷、イタズラの有無
外柵の損傷、イタズラの有無
- ・駐車場の整理
- ・遺失物の取得、届
- ・火災、ボヤ等の消火、通報
- ・ケガ人の応急措置、通報
- ・樹木、花壇の病害虫、雑草等の通報
- ・公衆便所の漏水、汚れ
- ・公衆電話、自動販売機の料金盗難の通報
- ・貴賓車、救急車、消防車等の誘導
- ・空調、換気扇の切り忘れ
- ・灰皿、ゴミ箱の清掃もれ
- ・放送設備（アンプ等の電源）の切り忘れ
- ・ブラインドの破損
- ・ガラス窓の施錠等の戸締まり
- ・手洗、洗面所の水栓の締め忘れ
- ・身障者便所の異常の有無
- ・ガス元栓の締め忘れ
- ・照明の切り忘れ

(3) 夜間巡回業務

- ・門限消灯後の喧騒者への注意
- ・不審者、浮浪者の通報、注意
- ・街路灯の点灯状況
- ・青少年の不良行為の通報
- ・施設、モニュメントの損傷
- ・外周柵、門扉の異常
- ・立入禁止区域への進入防止（人、自転車、車等）
- ・火気、電気関係、施錠もれ等の最終点検
- ・遺失物の有無

6. 国旗等の格納

7. 外柵門扉の施錠

- ・施設利用者の退場確認
- ・駐車車両の車両登録番号（ナンバー）の確認
- ・最終扉の施錠

8. 夜間の通用口の受付、管理業務

- ・門限後の出入館者の受付、管理

9. 通用口の施錠

- ・外出者の入館確認

10. 緊急事態の処理

長良川スポーツプラザ警備業務パターン

◎執務時間 0時00分から24時00分まで

| | 警 備 行 動 |
|-------|--|
| 5：00 | 通用口開錠、新聞受取・配布、北側バリカ一開錠 |
| 6：00 | 巡回① 機械警備システム解除、2階正面玄関開錠 正面バリカ一開錠、国旗等掲揚（雨天時及び休館日は除く。） メドウ北側及び南西トイレの開錠 受付及び出入口管理 |
| 8：00 | 警備日誌提出、勤務交代 受付及び出入口管理 |
| 10：30 | 巡回② 受付及び出入口管理 |
| 12：00 | 昼食 受付及び出入口管理 |
| 14：30 | 巡回③ 受付及び出入口管理 |
| 16：30 | 夕刊受取・配布 受付及び出入口管理 |
| 18：00 | 巡回④ 国旗等降納（冬期は17：00） メドウ北側及び南西トイレの施錠 受付及び出入口の管理 |
| 19：00 | 夕食 受付及び出入口管理 |
| 21：30 | 正面バリカ一施錠、機械警備システムセット 受付及び出入口の管理 |
| 22：00 | 巡回⑤ 浴室点検、外線電話の引継ぎ、北側バリカ一施錠 受付及び出入口管理（時間外外出者等） 通用口施錠、2階正面玄関施錠 |

資料5 設備等保守点検業務

【各項目（①～⑨）共通事項】

1. 業務員の確保

(1) 本業務について主任者を設けることとし、主任者は、責任者として常駐し、業務の指導監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。また、指定管理者は主任者及び従事者の名簿を作成して県に提出すること。

(2) 指定管理者は、業務の実施にあたっては、必要な条件（官公庁等の免許、許可、認可等）を受けた者を確保し、業務に従事させること。

2. 作業時間

スポーツプラザの業務に支障のない時間帯に行うこと。

3. その他

点検に要する機械器具等は、すべて指定管理者において準備すること。

【各項目詳細】

① 空調等関係設備保守点検業務

1. 保守点検対象

別紙

2. 保守点検回数

| | |
|----------------|--------------------|
| (1) 温水機設備 | 1年以内に2回実施 |
| (2) ポンプ類設備 | 1年以内に1回実施 |
| (3) 空気調和器設備 | 1年以内に2回実施 |
| (4) ファンコイルユニット | 1年以内に1回実施 |
| (5) エアコン設備 | 1年以内に2回実施 |
| (6) 冷温水発生設備 | 1年以内に3回実施（各シーズン1回） |
| (7) 冷却塔 | 1年以内に1回以上実施 |
| (8) 送風機類設備 | 1年以内に2回実施 |
| (9) 監視制御装置 | 1年以内に2回実施 |

3. 業務内容

業務は、この仕様書及び各業務要領に示すところにより実施すること。

空調等関係設備保守点検対象

別紙

| 設備区分 | 設 備 の 概 要 | | | |
|------------|--|---|--|--|
| 温水機設備 | 真空式（ガス焚） | 暖房 給湯 2回路 | 500,000Kcal/h | 2基 |
| ポンプ類設備 | 揚水ポンプ（飲料用） 〃（雑用） 給水加圧ポンプ 〃 温水加圧ポンプ 給湯1次ポンプ 給湯2次ポンプ 冷却水ポンプ 〃 冷温水ポンプ 温水ポンプ | 立形多段 立形多段 ユニット 〃 渦巻 〃 ライン 渦巻 〃 〃 多段 | 50Φ×260□/m×38m× 3.7KW 80Φ×600□/m×40m× 7.5KW 32Φ×100□/m×20m× 0.75KW 25Φ× 40□/m×24m× 0.4KW 50Φ×210□/m×15m× 1.5KW 40Φ×100□/m×11m×0.75KW 32Φ× 50□/m×10m× 0.4KW 150Φ・125Φ×4010□/m×30m×37KW 125Φ・100Φ×2660□/m×30m×18.5KW 125Φ・100Φ×2200□/m×45m×30KW 80Φ×820□/m×45m× 11KW | 2台 2台 2台 1台 2台 2台 2台 1台 1台 2台 1台 |
| 空気調和機設備 | コンパクト型 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 水平形 垂直形 〃 | | 6200CMH× 3.7KW 4100CMH× 2.2KW 4800CMH× 2.2KW 11500CMH× 7.5KW 4400CMH× 2.2KW 4700CMH× 2.2KW 5100CMH× 3.7KW 17100CMH×15.0KW 17900CMH×15.0KW 10000CMH× 7.5KW | |
| ファンコイルユニット | カセット形（シングルコイル） カセット形（ダブルコイル） ビルトイント形（シングルコイル） 天井埋込形（シングルコイル） 〃（ダブルコイル） | | 132台 27台 5台 25台 1台 | |
| エアコン設備 | 壁掛形 | 圧縮機 | 950W | 2台 |
| 冷温水発生設備 | ガス焚、ユニット形 冷却水管理装置：自動ブロー式薬液注入装置ユニット | 400RT (80RT×5台) | 1基 1台 | |
| 冷却塔 | 合成樹脂性 | クロスフロー | 5.5KW×3台 | 1基 |

| 設備区分 | 設 備 の 概 要 | |
|--------|-----------------------|---|
| 送風機類設備 | 消音ボックス付シロッコ | # 1 × 0. 2 KW 1台 # 1 1/4 × 0. 2 KW 2台 # 1 1/4 × 0. 4 KW 3台 # 1 1/2 × 0. 4 KW 9台 # 1 1/2 × 0. 75 KW 1台 # 2 × 1. 5 KW 1台 230φ × 80W 1台 |
| | 消音ボックス付ライン 片吸込シロッコ | # 1 1/4 × 0. 2 KW 1台 # 1 1/4 × 0. 4 KW 1台 # 1 1/2 × 0. 4 KW 1台 # 1 1/2 × 0. 75 KW 2台 # 2 × 1. 5 KW 1台 # 3 × 3. 7 KW 1台 |
| | 中間ダクト 有圧換気扇 | 100φ × 31W 2台 300φ × 87W 1台 400φ × 0. 2 KW 2台 400φ × 0. 4 KW 2台 500φ × 0. 1 KW 2台 600φ × 0. 2 KW 2台 150φ × 96W 2台 100φ × 15. 5W 6台 |
| 監視制御装置 | 中央監視装置 | (監視ポイント 500点) 1台 22型液晶D P 1台 ロギングプリンター 1台 メッセージプリンター 1台 |
| | リモートステーション盤 | 15面 |

長良川スポーツプラザ空調等関係設備保守点検業務要領

(1) 溫水機器設備

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-------------------|---|----|
| 1 基礎 | <p>① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。</p> <p>② ボルトのゆるみの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。</p> | |
| 2 本体 | | |
| イ 外観状況 | | |
| (イ) ケーシング | 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。汚れがある場合又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 | |
| (ロ) 保温材 | 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| ロ 燃焼室及び伝熱面 | <p>① 清掃のうえ過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。</p> <p>② 真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する（真空式のものに限る。）。</p> <p>③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。漏れが軽微の場合は補修する。</p> <p>④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。</p> | |
| ハ 熱交換器 | <p>① 接続部の水漏れの有無を点検する。</p> <p>② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。汚れ又は詰まりがある場合は清掃する。</p> <p>③ 逃し弁を分解清掃のうえ腐食、損傷等の劣化の有無を点検する（真空式のものに限る。）。</p> | |
| ニ 煙道及び煙突 | <p>① 割れ、腐食等の劣化並びに雨水の浸入の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。</p> <p>② 排ガスの漏れの有無を点検する。漏れが軽微の場合は補修する。</p> <p>③ 耐火レンガ及びキャスタブルの破損、脱落及び煤の堆積の有無を点検する。</p> | |
| 3 付属品 | | |
| イ 抽気装置（真空式のものに限る） | <p>① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。</p> <p>② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>③ 弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。</p> <p>④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。緩みがある場合は増締め又は補修する。</p> <p>⑤ 抽気ブローの良否を点検する。</p> | |
| ロ 制御安全装置 | <p>① 温度調節器の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。</p> <p>② 溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する（真空式のものに限る。）。</p> <p>③ 抽気及び安全スイッチの作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。</p> | |

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|------------|--|----|
| 4 燃焼装置 | | |
| イ バーナー | <p>④ 低水位スイッチの作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。</p> <p>① 炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。</p> <p>② 点火及び消火の良否を点検する。点火又は消火不良の場合は調整する。</p> <p>③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不良の場合は調整する。</p> <p>④ ノズルチップ、デフューザー、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。</p> | |
| ロ 電極棒 | 電極棒の異物の付着及び腐食の有無を点検する。異物の付着がある場合又は腐食が著しい場合は洗浄又は交換する漏れの有無を点検する。 | |
| ハ ストレーナー | | |
| ニ 電磁弁及び油圧弁 | 作動の良否を点検する。作動不良の場合は清掃又は調整する。 | |
| ホ 火炎検出器 | 煤及び油滴の付着、焼損並びに保護ガラスの亀裂の有無を点検する。付着がある場合は清掃する。 | |
| ヘ 燃料遮断弁 | <p>① バーナーの燃料停止時に、油燃料遮断弁にあってはバーナーのノズルチップからの油の滴下量を、ガス燃料遮断弁にあっては（一社）日本ガス協会制定の「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」に定められた方法により漏れの量を点検する。</p> <p>② 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。漏れがある場合はボルトを増締め、ガスケットを交換又はシール材を巻き直しする。</p> | |
| 5 操作盤 | <p>① 盤内機器の取付けの良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。取付不良の場合は調整する。</p> <p>② 端子の変色、発錆及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。</p> <p>③ ボイラー運転時の盤内の温度及び結露水の有無を点検する。</p> <p>④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。点灯不良の場合は球を交換する。</p> | |

(2) ポンプ類設備

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-------------------------|---|----|
| 1 本体 | <p>① 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。</p> <p>② 軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。</p> <p>③ 軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。 芯狂いが著しい場合は調整する。</p> <p>④ 主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の10%以内にあることを確認する。</p> <p>⑤ 運転電流が定格電流の100%以下にあることを確認する。</p> <p>⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。</p> <p>⑦ 受水タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する（真空給水ポンプユニットに限る。）。</p> | |
| 2 電動機 | <p>① 腐食及び損傷の有無を点検する。</p> <p>② 円滑に回転することを確認する。</p> <p>③ 絶縁抵抗を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以上であることを確認する。</p> | |
| 3 制御機器（真空給水ポンプユニットに限る。） | <p>① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。</p> <p>② 表示ランプの点灯の良否を点検する。点灯不良の場合は交換する。</p> <p>作動の良否を点検する。</p> <p>作動の良否を点検する。</p> <p>作動の良否を点検する。</p> | |
| 4 フート弁及び逆止弁 | 開閉の良否を点検する。開閉不良の場合は清掃又は調整する。 | |
| 5 圧力計、連成計又は真空計 | <p>① 腐食及び損傷の有無を点検する。腐食又は損傷が著しい場合は交換する。</p> <p>② 指示値に狂いがないことを確認する。狂いが著しい場合は、調整又は交換する。</p> | |

(3) 空気調和器設備

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-----------|--|----|
| 1 本体 | | |
| イ 音及び振動 | 異常の有無を点検する。 | |
| ロ ケーシング | 以上の有無を点検する。 | |
| ハ 保温材 | 腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 2 送風機 | 破損の有無を点検する。破損が軽微の場合は補修する。 | |
| イ 羽根車 | 汚れ及び発錆、摩耗等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。 | |
| ロ シャフト | 振れ及び発錆、摩耗等の劣化の有無を点検する。弛みがある場合は調整する。 | |
| ハ 電動機 | ① 円滑に回転することを確認する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以上であることを確認する。 ③ 発熱の異常の有無を点検する。 ④ プーリーの摩耗の有無を点検する。 ⑤ カップリングの損傷の有無を点検する。 | |
| ニ 軸受 | 音及び振動の異常の有無を点検する。 | |
| 3 コイル | 汚れ及び腐食等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。 | |
| 4 加湿器 | 詰まり及び腐食等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は洗浄する。 | |
| 5 エリミネーター | 目詰まり及び腐食の有無を点検する。目詰まりがある場合は洗浄する。 | |
| 6 ドレンパン | ① 発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ② 排水溝の詰まりの有無を点検する。目詰まりの著しい場合は洗浄又は交換する。 | |
| 7 エアフィルター | | |
| イ ろ材 | ① 目詰まりの有無を点検する。目詰まりの著しい場合は洗浄又は交換する。 ② 差圧計により圧力損失を点検する。初期圧の 2 倍以上の場合は洗浄又は交換する。 | |
| ロ 枠 | 変形、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |

(4) ファンコイルユニット

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-------------------------|---|----|
| 1 外観状況 | ① 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ② 緩み等の劣化の有無を確認する。緩み等がある場合は増締め又は補修する。 | |
| 2 送風機 イ 電動機 | ① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以上であることを確認する。 ④ 音及び振動に異常のないことを確認する。 ① 汚れの有無を点検する。 ② 損傷、変形、腐食等の劣化の有無を点検する。 | |
| ロ 羽根車 ハ ケーシング | 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 3 热交換器 | ① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ② ファンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。 | |
| 4 エアフィルター イ 炉材 | 汚れ及び目詰まりの有無を点検する。汚れ又は目詰まりが著しい場合は交換する。 | |
| ロ 枠 | 変形、腐食等の劣化の有無を点検する。 | |
| 5 ドレンパン(ファンコイルユニットに限る。) | ① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ② 汚れ及び水漏れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ③ ドレン排水溝の破損及び水漏れの有無を点検する。 | |
| 6 電装部品 イ 電気配線 | ① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 ② 緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 | |
| ロ セレクタースイッチ | ① 損傷、破損等の劣化の有無を点検する。 ② 発停、風量切替等の作動の良否を点検する。 | |
| 7 ケーシング イ 保温材 | ① 損傷、剥離、変形等の劣化の有無を点検する。 ② 汚れ及びゴミ付着の有無を点検する。汚れ又はゴミ付着がある場合は清掃する。 | |
| ロ 吹出しグリル | 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 8 弁 | ① 損傷、腐食、変形等の劣化の有無を点検する。 ② 水漏れの有無を点検する。水漏れが軽微な場合は補修する。 ③ 空気抜きの良否を点検する。空気抜き不良の場合は調整する。 | |

(5) エアコン設備

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|---------------------|---|----|
| 1 外観状況 (室外器を含む。) | 腐食、変形破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 2 動力盤 | ① 運転電流（冷暖房値）及び絶縁を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ② 端子盤の腐食、変形破損等、劣化の有無を点検する。 | |
| 3 清掃 | ① フィルタサイン表示を確認し、サイン表示が出ている場合はフィルタの清掃を行う。 ② 動力盤、室外器等の清掃を行う。 | |

(6) 冷温水発生設備 (シーズンイン点検及びシーズンオン点検)

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|--------------|--|----|
| 1 外観状況 | 腐食、変形破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 2 動力盤 | ① 冷房または暖房の切り替えが誤っていないことを確認する。 ② 絶縁を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 | |
| 3 インターロック | 冷水及び冷却水ポンプ、感震器、煙感知器その他のインターロックの作動の良否を点検する。作動不良の場合は、調整する。 | |
| 4 付属弁 | ① 弁の開閉の良否を点検する。開閉不良の場合は調整する。 ② 調整弁にあっては冷房又は暖房運転時の調整開度であることを確認する。 | |
| 5 冷温水及び冷却水系統 | ① 出口及び入り口の圧力損失が規定値にあることを確認する。規定値がない場合は確認する。 ② 各水室部に水漏れのないことを確認する。水漏れがある場合は補修する。 | |
| 6 電機系統 | | |
| イ 絶縁抵抗 | 操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンプ、フロア、油ポンプ、油ヒーター等の絶縁抵抗を 500 V メガテスターを用いて測定し、その値が 1 MΩ 以上あることを確認する。 | |
| ロ 端子 | 緩み、変色及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 | |
| ハ タイマー | 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。 | |
| ニ サーマルリレー | 密閉ポンプ、抽気ポンプ、フロア及び油ポンプ用サーマルリレーが設定値で作動することを確認する。作動不良の場合は調整又は交換する。 | |
| 7 保安装置 | 冷水過冷却、断水及び液面リレー、高温再圧圧力及び温度、吸収液ポンプ冷却水温度、ガス圧力（高、低）、空気圧力その他のスイッチの作動（実作動が困難な場合は疑似回路による）の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 | |
| 8 燃焼装置 | | |
| イ 燃料系統 | 漏れの有無を（ガスを使用するものにあっては検知器を用いて）点検する。漏れがある場合はパッキン部を増締め又はパッキンを交換する。 | |
| ロ 弁 | ① 電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否を点検する（ガスを使用するものに限る。）。 ② 異常時に規定値で作動（実作動が困難な場合は疑似回路による）することを確認する。 ③ 通電時にリサイクル、過熱、異音等の異常のないことを確認する。 ④ 非通電時に、ガスを使用するものにあっては弁通過のないこと、油を使用するものにあってはノズルから油垂れのないことを確認する。 | |

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-------------------|---|----|
| ハ リンク機構 | ① 動作の良否を点検する。動作不良の場合は調整する。 ② ポールジョイントの緩み及び損傷の有無を点検する。 緩みがある場合又は損傷が軽微の場合は増締め又は補修する。 | |
| 9 運転調整 | | |
| イ 音及び振動 | 異常のないことを確認する。 | |
| ロ 電流及び電圧 | ① 運転時に、主電源電圧の変動が定格の10%以内にあることを確認する。 ② 電動機の回転方向が正回転であることを確認する。 | |
| ハ 燃焼制御 | 設定温度で確実に作動していることを確認する。 | |
| ニ 燃焼状態 | ① ガス及び空気に過不足がなく、炎が安定していることを確認する。炎が不安定な場合は調整する。 ② ガス主弁開放時に、パイロットからの火移りが円滑で燃焼に異常のないことを確認する。 ③ 油を使用するものにあっては、ノズルチップ口径及び油圧が適正で、着火時に燃焼に振動等の異常のないことを確認する。 | |
| ホ 計測 | 排ガス温度、ドラフト、O ₂ 温度、CO 温度、スマーカースケール、失火動作指令、プレページ時間及びフレーム電流について測定し、規定の許容範囲内にあることを確認する。 | |
| 10 真空関係 | | |
| イ 抽気ポンプ | ① 起動時に固着及び異音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は調整する。 | |
| ロ 抽気系統 | 抽気用弁を手動で全開にしたとき、真空計の変化から確実に開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は分解し、点検する。 | |
| ハ リーク試験 | 抽気ポンプで機内に不純ガスのないことを確認する。 | |
| 11 液 質 | 攪拌した液を適量採取し、インヒビター及び液質の濃度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 | |
| 12 伝熱管（冷却水系統に限る。） | ① スケール付着の有無を点検する。スケール付着がある場合はブラシ洗浄する。 ② 腐食の有無を点検する。 | |

(6) 冷温水発生設備 (シーズンオフ点検)

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|--------------------------------|---|----|
| 1 外観状況 | 腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 | |
| 2 電気系統 イ 絶縁抵抗 | 操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンププロア、油ポンプ、油ヒーター等の絶縁抵抗を500Vメガテスターを用いて測定し、その値が1M・以上であることを確認する。 | |
| 3 真空関係 イ 抽気ポンプ | ① 起動時に固着及び異音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は調整する。 抽気用弁を手動で全開にしたとき、真空計の変化から確実に開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は分解し、点検する。 抽気ポンプで機内に不純ガスのないことを確認する。 | |
| ロ 抽気系統 ハ リーク試験 | | |
| 4 本体 イ 高温胴 | ① 燃損及び燃焼ガスリークの有無を点検する。燃損又は燃焼ガスリークがある場合は補修する。 ② 煙室カバーを開放し、耐火材の亀裂の有無を点検する。亀裂が軽微の場合は補修する。 ③ 煙管内部の腐食及び詰まりの有無を点検し、清掃する。腐食が軽微な場合は補修する。 ④ 燃焼ガス出口部（ドレンアタック）の腐食の有無を点検する。 ⑤ 電極棒を抜取り亀裂の有無を点検し、亀裂がない場合は清水で洗浄する。 | |
| ロ バーナー | ① タイルの亀裂及び欠損の有無を点検する。 ② ヘッド部の燃損及び変形の有無を点検する。 ③ ノズルチップを取り外し洗油又はシンナーで清掃する。 ④ 油を採取し、所定の銘柄であることを確認する。 | |
| 5 低温胴 | ① 冷却水系水室カバーを開放し、水室及び伝熱管のハーデスケールの付着及び劣化の有無を点検する。劣化又はハーデスケールの付着がある場合は修理又は薬液洗浄する。 ② 冷媒液はすべて溶液に混入させ希釈されていることを確認する。 | |
| 6 保存 イ 真空系統 ロ 冷温水及び冷却水系統 | 内部圧力に降下のないことを確認のうえ保存する。 満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合にあっては、防錆材を規定の濃度まで注入する。 | |

(7) 冷却塔

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-------------------|---|-------------------------|
| 1 基礎 | ① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 防振装置の損傷等の劣化の有無を点検する。 | あ、う あ、う |
| 2 塔本体 | | |
| イ ケーシング | 損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。 | あ、い、う |
| ロ 散水装置 | ① 損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。 ② 散水穴の目詰まりの有無を確認する。目詰まりが軽微な場合は洗浄する。 ③ 散水管の回転が円滑であることを確認する。当たり又は緩み等の劣化がある場合は調整する。 コイルの汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 | あ、い、う あ、い、う あ、い、う |
| ハ 熱交換器(密閉形のものに限る) | | あ、う |
| ニ エリミネーター | 損傷及び変形の有無を点検する。損傷が軽微の場合は補修する。 | あ、う |
| ホ ルーパー | 損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。損傷又は目詰まりが軽微な場合は補修又は洗浄する。 | あ、い、う |
| ヘ 充填材 | ① スケール等の異物の付着状況を点検する。 ② 目詰まりの有無を点検する。 ③ 座屈、変形等の劣化の有無を点検する。 | あ、い、う あ、い、う あ、い、う |
| ト 骨組み及び脚 | 損傷、変形等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。 | あ、い、う |
| 3 水槽 | | |
| イ 本体 | ① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ② 水漏れがないことを確認する。 ③ 水位が規定の位置にあることを確認する。規定の位置にない場合は調整する。 | あ、い、う あ、い、う あ、い |
| ロ 給水装置 | ボールタップ等が確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。 | あ、い、う |
| ハ ストレーナ | 目詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。 | あ、い、う |
| 4 送風機 | | |
| イ 羽根車 | ① 損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。 ② 回転に支障のないことを確認する。支障がある場合は調整する。 | あ、い、う あ、い、う |
| ロ ファンケーシング | 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。 | あ、い、う |
| ハ 軸受 | ① 軸が円滑に回転することを確認する。 ② 油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。 | あ、い、う あ、い |
| ニ 電動機 | ① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 絶縁抵抗値を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以上あることを確認する。 ④ 音及び振動に異常がないことを確認する。 | あ あ、う あ い |

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|----------------------|--|---|
| ホベルト ヘブリー ト潤滑油 | <p>① 張り具合の適否を点検する。張り具合が適正でない場合は調整する。</p> <p>② 損傷及び摩耗の有無を点検する。 損傷、摩耗等の劣化の有無を確認する。</p> <p>油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。</p> | <p>あ、い、う</p> <p>あ、い、う</p> <p>あ、い、う</p> <p>あ、い</p> <p>あ：シーズンイン点検 (4月～5月) い：シーズンオン点検 (6月～10月) う：シーズンオフ点検 (11月～3月)</p> |

(8) 送風機類設備

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|-----------------------|--|----|
| 1 外観状況 | ① 汚れ及び腐食等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合又は劣化が軽微の場合は清掃又は補修する。 ② ボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。緩みがある場合又は劣化が著しい場合は増締め又は交換する。 ③ 防振材の破損等の劣化の有無を点検する。 | |
| 2 電動機 | ① 発熱の異常の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗値を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以上あることを確認する。 ③ 電流値を計器盤で点検し、規定値以下にあることを確認する。 | |
| 3 軸受 | 発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。油不足の場合は補充又は交換する。 | |
| 4 Vベルト(電動機直結形のものを除く。) | ① 緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ② 芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。 | |
| 5 Vブーリ | 摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。 | |
| 6 羽根車 | ① 汚れ及び変形、発錆等の劣化の有無を点検する。 ② ボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。緩み又は劣化がある場合は増締め又は交換する。 | |

(9) 監視制御装置

| 点検項目 | 点検及び保守内容 | 備考 |
|--------------------------------|---|----|
| イ 外観 ロ 監視操作装置、機器等 ハ 電源装置 | <ul style="list-style-type: none"> ① 監視制御盤類に塵埃、腐食、浸水等の有無の点検及び温湿度調整装置等の確認を行う。 ② 監視制御盤類に異音、異臭及び異常振動の有無を目視、聴覚及び嗅覚により点検する。 ① 計器類（電圧計、電流計、記録等）の日常監視及び記録を行う。 ② C R T、キーボード等に画面の異常、異臭及び異音の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。 ③ プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の確認を行う。 ④ C P U、ハードディスク、フロッピーディスク、ドライブ（装置）等の異音及び異常振動の有無を点検し、異常な温度上昇及び動作モニタの確認を行う。 ⑤ キャラクタ表示器類（ニキシー管、光点表示器、プラズマ表示機、セグメント表示器等）のエレメント消失の有無を点検し、輝度確認を行う。 ⑥ 表示等（ランプ類）のランプテストを行う。 ⑦ 開閉器器（配線用遮断器、電磁接触器等及びコントロールスイッチ、押しボタン等）の破損の有無を点検し、動作及び接点状態の確認を行う。 <p>無停電電源装置の蓄電池の液面を点検し、液不足の場合は補充する。</p> | |

② 消防用設備保守点検業務

1. 保守点検対象設備

別表「岐阜県長良川スポーツプラザ消防用設備一覧表」に掲げる消防用設備

2. 保守点検回数

別表「岐阜県長良川スポーツプラザ消防用設備一覧表」のとおり

3. 点検作業方法

消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令（当該業務に基づく告示等を含む。）に基づいて実施するものとする。

4. その他

更新期限を迎える設備（消火器等）については、指定管理者において、交換等対応を行うこと。

長良川スポーツプラザ消防用設備一覧表

別表

| 設備名 | 数 | 点検期 | 備考 |
|-----------|------|-----|------------------------------|
| 消火設備 | | 年2回 | |
| 消火ポンプ | 1 | | 1800□min, 45 KW |
| S Pヘッド | 1077 | | 押込型 |
| 補助散水栓 | 18 | | 押込型 |
| 放水口 | 10 | | |
| 連結送水口 | 4 | | 65 mm |
| 避難器具 | 4 | | 固定はしご |
| 自動火災報知設備 | | 年2回 | |
| 受信機 | 3 | | 受信機1, 副受信機2 |
| 中継機 | 95 | | |
| 発信機 | 17 | | |
| 表示灯 | 17 | | |
| 熱感知器 | 215 | | 差動式(スポット型) 126 |
| 地区音響装置 | 22 | | 定温式(") 54 |
| 消火栓起動装置 | 1 | | 多信号 35 |
| 配線・電源 | 一式 | | |
| 防火・防排煙設備 | | 年2回 | |
| 煙感知器 | 144 | 年2回 | 光電式(スポット型) 143 光電式(分離型) 1 |
| シャッター | 61 | | |
| 防火扉 | 15 | | |
| 中継器 | 24 | | |
| 防排煙制御盤 | 2 | | |
| 配線・電源 | 一式 | | |
| ガス漏れ警報設備 | | 年2回 | |
| 検知器 | 8 | | |
| 非常放送設備 | | 年2回 | |
| 操作盤 | 3 | | |
| スピーカー | 94 | | |
| 配線・電源 | 一式 | | |
| 誘導灯設備 | | 年2回 | |
| カットリレー | 2 | | |
| 誘導灯 | 76 | | |
| 防火ダンパー類設備 | | 年1回 | |
| 連動操作盤 | 1 | | |
| 防火防煙ダンパー | 3 | | SFD |
| 防火ダンパー | 116 | | FD |
| 風道付属機器設備 | 2 | 年1回 | |
| 排煙設備 | | 年1回 | |
| 排煙機 | 2 | | |
| 排煙口 | 25 | | 210V, 15 KW |
| 排煙ダンパー | 2 | | |
| 排煙防火ダンパー | 12 | | |
| 消火器 | 54 | 年2回 | HFD 粉末10型 |
| | 2 | 年2回 | 粉末50型 |

③ 自家用電気工作物の保安管理業務

1. 保安管理業務の内容

(1) 実施する保安管理業務は、次によるものとする。

①保安管理業務

- ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、速やかに対処すること。
- イ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処すること。
- ウ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要な場合は、電気事故報告書の作成及び手続をすること。
- エ. 点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うこと。

②臨時的な保安管理業務

電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出が必要な場合は、書類及び図面を作成し提出すること。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を要する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉性防爆構造機器等）

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(イ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(ウ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠匿場所に設置された配線及び機器等

ウ. 事業上外で使用されている可搬型機器（移動して使用機器）である自家用電気工作物

エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 上記（2）において、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 保守点検回数

下記、別表1のとおり。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

平成15年経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当する電

気工作物には、絶縁監視装置を設置すること。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 警報発生時の受信記録を3年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (2) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設備に関して平成15年経済産業省告示第249号第4条第7号に基づく信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物の保守管理業務のための安全確保

保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設がある場合は、速やかに改修するものとする。

7. その他

やむを得ない事情により、年次点検の実施が困難となる自家用電気工作物の工事期間中ににおける点検の基準については、別表2のとおりとする。

（現在工事の予定はないが、工事を行うこととなった場合は当該基準の適用について協議するものとする。）

別表 1

点検、測定及び試験の基準

| 電 气 工 作 物 | | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次 点検 | | 臨時点検 |
|---|--|---|-------------|------|-------|------|-------|
| 引 込 設 備 | 引込線、区分開閉器、電線及び支持物、ケーブル | | | | I | II | |
| | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 | | |
| | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | | | |
| 受 変 電 設 備 (一 次 変 電 設 備) | 遮断機 高圧負荷開閉器 母線、計器用変成器断路器、電力用ヒューズ 避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器 | | 放電雑音チェック | | ○ | | 必要の都度 |
| | | | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | |
| | | | 継電器の動作試験 | | ○※ 1 | ○※ 1 | |
| | | | 継電器との結合動作試験 | | | ○※ 1 | |
| | | | トリップ回路の導通試験 | | ○※ 1 | | |
| | | | 絶縁油酸価度試験 | | | ○※ 2 | |
| | | | 絶縁油破壊電圧試験 | | | ○※ 2 | |
| | | | 内部点検 | | | ○※ 2 | |
| 受 変 電 設 備 (二 次 変 電 設 備) | 変圧器 受・配電盤 | | 放電雑音チェック | | ○ | | 必要の都度 |
| | | | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | |
| | | | 絶縁油透明度チェック | | | ○※ 3 | |
| | | | 絶縁油酸価度試験 | | | ○※ 3 | |
| | | | 絶縁油破壊電圧試験 | | | ○※ 3 | |
| | | | 内部点検 | | | ○※ 3 | |
| | | | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| 構造物・配電設備 受電室建物、キュビックル式受・配電設備の金属製外箱等 | | | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | |
| | | | 継電器の動作試験 | | | ○※ 1 | |
| 蓄電池設備 | | | 継電器との結合動作試験 | | | ○※ 1 | 必要の都度 |
| | | | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | | | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |

| | | | 電圧測定 | 1回／年 | ○ | ○ | | |
|-----------|--|---|---------|------|-----|--------|---------|--|
| 負荷設備 | 電動機、電熱器、電気溶接機、その他他の電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置、配電線路の電線及び支持物 | 外観点検 電圧・電流測定 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 温度チェック 漏洩電流測定 絶縁監視装置 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要な都度 | |
| | | | 電圧・電流測定 | ○※8 | ○※8 | ○※8 | | |
| | | | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1, 6 | | |
| | | | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | | |
| | | | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | 漏洩電流測定 | ○※5 | ○※5 | | | |
| | | | 絶縁監視装置 | ○※7 | ○※7 | ○※7 | | |
| 非常用予備発電装置 | 内燃機関及び付属装置 | 4サイクル 水冷 6 気筒 ディーゼル 機関 263Ps 1, 800rpm | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要な都度 | |
| | | | 起動試験 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 発電機及び励磁装置 接地装置 | | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要な都度 | |
| | | | 絶縁抵抗測定 | | ○※1 | ○※1 | | |
| | | | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | | |
| | 遮断機・開閉器 その他の電気機器 | | 受電設備と同じ | | | | 受電設備と同じ | |
| | | | | | | | | |

- 注 (1) ※1 を付した測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことができる。
- (2) ※2 を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
- ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行う場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- ※2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた場合に実施する。
- 採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (3) ※3 を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
- ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行う場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- ※3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた場合に実施する。
- 採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状況による点検とする。
- (4) ※4 を付した測定は、過去の実績によってその一部又は全部を行わないことができる。
- (5) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。
- 「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。
- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - イ 電線と他物との離隔距離の適否
 - ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (6) ※5 を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種設置線で漏えい電流を測定する。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (7) ※6 を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
- (8) ※7 を付した絶縁監視は、絶縁監視装置による常時の監視をいう。
- この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。
- (9) ※8 を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

(10) 年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は、3年に1回は年次点検Ⅱを行うものとする。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施する。

- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十一号）第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断機の連動試験の結果が正常である。
- エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

別表2

工事期間中に関する点検の基準

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の点検 |
|------------------|--|-------------|----------|
| 引込設備 | 引込線、区分開閉器、電線、ケーブル及び支持物 | 外観点検 | ○ |
| 受電設備 (二次変電設備) | 遮断機、高圧負荷開閉器 | 外観点検 | ○ |
| | 母線、計器用変成器、電力用ヒューズ、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器 | 外観点検 | ○ |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ |
| | 受・配電盤 | 外観点検 | ○ |
| | 接地工事（接地線、保護管等） | 外観点検 | ○ |
| | 構造物・配電設備 (受電室建物、キューピック式受・配電設備の金属製外箱等) | 外観点検 | ○ |
| | 蓄電池設備 | 外観点検 | ○ |
| 負荷設備 | 電動機、電熱器、電気溶接機、その他の電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置、配電線路の電線等及び支持物 | 外観点検 | ○ |
| 非常用予備発電装置 | 内燃機関及び付属装置 | 外観点検 | ○ |
| | 発電機及び励磁装置、接地装置 | 外観点検 | ○ |
| | 遮断機・開閉器その他の電気機器類 | 外観点検 | ○ |

注（1）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとする。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

④ エレベーター保守業務

1. エレベーターの機種等

| 仕様区分 | 設置台数 | 駆動方式 | 運動方式 | 積載重量 | 定員 | 速度 |
|-----------|------|------|----------------|--------|-----|--------------------|
| 乗用・乗用貨物兼用 | 2台 | ロープ式 | 方向性 乗合全自動方式 | 1000kg | 15名 | 60m/min 90m/min |

2. 定期点検

エレベーター各部の点検、清掃、注油及び調整を、1か月以内に1回以上実施することとするが、次の機器及びこれに付属する部品が不良の場合は、修理又は取替えを行うものとする。

- (1) 卷上機及び卷上電動機、受電盤、制御盤、調速機、管理リレー、オートアナウンス装置等
- (2) 昇降路関係
 - 各種ロープ、着床スイッチ、減速スイッチ、終端階減速停止スイッチ、緩衝器、非常止装置等
- (3) 乗場関係
 - 乗場ボタン、乗場方向表示灯、乗場位置表示灯、レール掃除、身障者専用乗場ボタン
- (4) かご関係
 - ドアマシン装置、戸外し装置、かご非常止装置、オートアナウンス用スピーカー装置、光電管ドアセフティー等
- (5) かご内関係
 - かご操作盤、セフティーシュート、身障者用操作盤等
- (6) かご下関係
 - 非常止め、テールコード等

3. 総合点検

前記2による定期点検の他、年1回設備全般について精密検査を行うとともに安全装置の機能試験を実施することとするが、不良品のある場合は、修理又は取替を行うものとする。

4. 安全対策

作業に当たっては、必ず安全ベルトを着用する等事故が生じないよう万全を期すること。
なお、作業中のエレベーターには、各階その旨明示すること。

⑤ 自動扉保守点検業務

1 対象箇所

| | | |
|-----|-----------|----|
| 1 F | エントランスホール | 2台 |
| 2 F | エントランスホール | 2台 |

(平成30年度整備予定)

| | | |
|-----|----------|----|
| 1 F | 運動測定室出入口 | 1台 |
|-----|----------|----|

2 業務実施要領

| 業 務 内 容 | 実施回数 |
|--------------------------------|-------------|
| ドアエンジン装置各部の点検調整 | |
| ドアエンジン開閉速度及びクッショング作動の異常有無の点検調整 | |
| ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検調整 | 1年以内に 4回 |
| オイル漏れ及びエアー漏れの有無の点検調整 | |
| オイル不足及び潤滑油不足の有無の点検補充 | |
| ドアが壊れていないかどうかの点検整備 | |

⑥ 車イス用斜行型段差解消機点検業務

(平成30年度整備予定、1F 運動測定室出入口 1台)

- ・定期点検（保安基準適合箇所を点検）を実施。
- ・点検内容は、a) 油類の流布、b) 本体・設備調査、c) パッキン・ビス類の交換。
- ・点検後6ヶ月の保証付き。

⑦ 電話交換設備及び附属設備保守業務

1. 対象設備

- | | |
|---------------|----|
| (1) 構内電話交換設備 | 1式 |
| 日立CX2530電子交換機 | |
| (2) 一般電話機 | 9台 |
| (3) 多機能電話機 | 8台 |
| (4) 通話料金管理装置 | 1台 |
| (5) 緊急呼出装置 | 1台 |

2. 保守点検方法等

定期点検並びに設備の点検・調整・注油等及び修理を隨時行い、常に設備を良好な状態に保つよう努めなければならない。

3. 実施回数

3カ月以内に1回以上

⑧ 監視カメラ装置等保守点検業務

1. 対象設備

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) テレビカメラ | 8台 |
| (2) モニターテレビ | 3台 |
| (3) システムラック | 1台 (ビデオデッキ含む。) |

2. 保守点検方法等

対象設備が常に良好な状態で維持できるよう、定期的に点検調整し、不良箇所がある場合は修理してください。

| 点検品目 | 点検項目 | 点検内容 |
|---------|--------------|---------------|
| テレビカメラ | レンズ、ハウジング、取付 | 汚れ、ゆるみ、破損等の状況 |
| モニターテレビ | | 汚れ、輝度、コントラスト |
| システムラック | ビデオデッキ | 録画、再生、早送り、巻戻し |

3. 実施回数

3カ月以内に1回以上

⑨ 寝具類規格表

| 別記 | 品 名 | サ イ ズ | 仕 様 生 地 | そ の 他 |
|----|-------------------|------------------------|---|--------------------|
| 1 | 和室用掛布団 2 6 8 枚 | 1500mm×2100mm | 表地 難燃アクリル100% 裏地 ポリクラレール50% 綿 50% 中綿 2.2kg入り 難燃ポリエステル50% ポリエステル 50% | 額縁・和とじ11カ所 防炎製品 |
| 2 | 和室用敷布団 2 6 8 枚 | 1000mm×2100mm | 表地 難燃アクリル100% 中綿 4.0kg入り 難燃アクリル70% 綿 30% 中芯 難燃ウレタン芯 | 和とじ14カ所 防炎製品 |
| 3 | 和室用毛布 2 6 8 枚 | 1400mm×2000mm 1.6kg | 絹糸 レーヨン100% 緯糸 難燃アクリル100% | 起毛刈毛仕上げ 防炎製品 |
| 4 | 和室用枕 2 6 8 枚 | 340mm×500mm | 表地 ポリクラレール100% 中身 難燃ポリエステル50% ポリエステル 50% | 防炎製品 |
| 5 | 夏布団 2 6 8 枚 | 1500mm×2100mm | 表地 難燃アクリル100% 裏地 ポリクラレール50% 綿 50% 中綿 0.9kg入り 難燃ポリエステル50% ポリエステル 50% | 多針キルト 防炎製品 |
| 6 | 座布団 2 6 8 枚 | 550mm×590mm | 側地 綿 100% 入綿 綿 95% その他 5% | カバー含 |

| 別記 | 品 名 | サ イ ズ | 仕 様 生 地 | そ の 他 |
|----|-----------------|----------------|--|----------------------------|
| 7 | ベッドパッド 36枚 | 950mm×2600mm | 生地 ポリクラレール100% 中身 難燃ポリエステル50% ポリエステル 50% | 多針キルトミシン 防炎製品 |
| 8 | ベッドスプレッド 36枚 | 1,910mm×2200mm | 生地 ポリエステル100% | |
| 9 | 洋室用毛布 72枚 | 1800mm×2400mm | 経糸 難燃ウール100% 緯糸 ウール100% | 両面起毛刈毛仕上 天地糸かがり 防炎製品 |
| 10 | 洋室用枕一 36枚 | 430mm×630mm | 表地 難燃ポリエステル100% 中身 0.8kg入り 難燃ポリエステル50% ポリエステル 50% | 防炎製品 |
| 11 | 洋室用枕二 36枚 | 430mm×630mm | 表地 アクリル 30% 難燃ポリエステル40% 綿 30% 中身 1.2kg入り 防炎加工スマーフェザー100% | 平型・四方ダッヂ 防炎製品 |